セーフティネット保証７号認定申請書記入についての注意点

（１）認定要件について

次の①～④のすべての要件を満たすことが必要です。
①下記ｉまたはⅱが東大阪市内にあること。
　ｉ　会社等の法人は、本店登記上の住所
　ⅱ　個人事業者は、店舗・工場等の主たる事業所の住所
②指定金融機関と取引を行っており、指定金融機関からの直近の借入金残高が全ての金融機関からの総借入金残高に占める割合が１０％以上あること。
③指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比較して１０％以上減少していること。
④全ての金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

（２）申請書の破線部＿＿＿＿＿＿には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている指定金融機関の名称（支店名は不要）を記入してください。

（３）総借入に含める金融機関の範囲

銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、保険会社

＜※補足説明＞
国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫とあるのは、株式会社日本政策金融公庫と読み替えるものとする。

（４）借入金の範囲
証書借入金、手形借入金、当座借越等の借入金が対象です。
ただし、住宅ローン等事業資金以外の借入れ、割引手形は対象外です。

（５）**指定金融機関及びその他金融機関の申請日より概ね１ヶ月以内及び前年同月日の借入金の残高証明書を必ず添付してください。**
※なお、取引先金融機関が膨大な数(１０ヵ所以上)にのぼる場合及び金融機関が残高証明書の発行をできない場合は、下記にお問い合せください。

（６）申請書の記入は、各残高証明書をもとに下記の①及び②を記入して下さい。
①　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｅは残高証明書の年月日の金額を記入して下さい
②　Ｄ・Ｆは前年同期の金額を記入して下さい。

※認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
※本認定に関しては、指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
※金融機関等の代理人での申請については、委任状を添付してください。

認定申請に関する問合せ先
東大阪市経済部経済総務課分室
☎０６（６７４８）７２７５